

# 狛江市放課後クラブ民営化計画

令和6年7月  
狛江市

## ◆ 目 次 ◆

1	学童クラブの状況	1
2	上位計画等の位置付け	2
3	放課後クラブの現状と課題	2
	(1) 安定的な保育環境の確保	
	(2) 開所時間の延長等	
	(3) 待機児対策への対応	
4	放課後クラブの民営化に向けて	3
	(1) 民営化に向けた基本的な考え方	
	(2) エリア	
	(3) スケジュール	
	(4) 事業者の選定	

# 1 学童クラブの状況

狛江市における小学生の放課後対策としての学童クラブは、就学児童数の増加や学童クラブ需要の伸長、国の方針による受入れ学年の3年生から6年生への拡大等に対応するため、平成26年度は11施設だったところ、新たな学童クラブの新設により令和6年度には17施設になっています。また、増加する学童クラブの需要に出来るだけ対応できるように、施設によっては受入れ人数の弾力化により、定員の拡大を図り、待機児対策に取り組んできました。しかしながら、令和6年度においても、162名の待機児がいるところであり、引き続き「量の確保」に対して、今後の児童数の見込みや学童クラブ需要の状況等を捉えるとともに、放課後子ども教室事業 KoKoA 等の他制度の利用等ともあわせて、小学生の放課後対策に取り組んでいく必要があります。

現在、市の学童クラブの運営形態は、公設公営による学童保育所5施設と放課後クラブ6施設、公設民営による小学生クラブ4施設、民設民営によるこどもクラブ2施設となっています。それぞれの学童クラブは、運営形態に応じた保育サービス及び事業を実施しているところですが、保護者のニーズが高い実施時間の延長等のサービスの拡充や特別な配慮等を必要とする児童の増加等により、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の安定的な配置によるきめ細かな対応が求められています。

## ■学童クラブの運営形態等

		学童保育所	放課後クラブ	小学生クラブ	こどもクラブ
施設数		5	6	4	2
運営形態		公設公営	公設公営	公設民営	民設民営
開所時間	平日	放課後～午後5時 (延長:～午後6時45分)	放課後～午後6時45分	放課後～午後7時 (延長:～午後8時)	施設により 開所時間 が異なる
	土曜日	午前8時15分～午後5時	午前8時30分～午後6時	午前8時～午後7時	
	学校休業日	午前8時15分～午後5時 (延長:～午後6時45分)	午前8時30分～午後6時45分	午前8時～午後7時 (延長:～午後8時)	
支援員		市職員 非常勤職員	非常勤職員	委託先職員	法人職員
待機児対策		定員拡大	—	弾力化による対応	—

※実施時間は、日曜日、休日、年末年始を除く

## 2 上位計画等の位置付け

狛江市総合基本計画（第4期基本構想・前期基本計画）では、「放課後の活動場所の充実」に向けた施策の方向性として、「学童クラブの施設整備を進めるほか、公立学童保育所については、開所時間の延長等、学童保育のサービス拡充に向け、民間委託も含めた学童保育所の在り方を検討していきます。」と掲げ、重点化を図る事業に位置付けています。

また、令和5年12月に取りまとめた待機児童対策検討報告書～学童クラブ編～（第6版）では、今後の待機児童対策方針の短期的な方針として学童クラブの民営化を掲げ、「保護者ニーズの高い開所時間の設定等、保育内容及びサービス充実に対応するには公営では困難なことがあり、民営化によるサービス向上が望まれることから、放課後クラブの民営化を進めていく。民営化を行うにあたり、児童館等を中心としてエリアにおいて区分けを行い、令和7年度に和泉小学校に新たに移転開設する学童クラブの時期に合わせて、請け負う事業所にとってスケールメリットを図れるよう、段階的にすべての放課後クラブを民営化して運営していく。」としています。

## 3 放課後クラブの現状と課題

### （1）安定的な保育環境の確保

学童クラブのうち公設公営で運営している「放課後クラブ」は、市で会計年度任用職員（非常勤職員）を支援員として採用し、児童の定員数に応じて必要な人数を配置をしています。また、特別な配慮等を必要とする児童への対応などもあり、支援員を配置基準以上に配置していますが、支援員となる会計年度任用職員の確保が困難になっており、支援員の欠員状態が常態化しています。また、近年では医療的ケア児への対応など支援員に求められる知見や職責が大きくなってきていることもあり、将来にわたり安定的な保育環境を継続して確保していくことが課題になっています。

## （２）開所時間の延長等

「放課後クラブ」は、民営により運営している「小学生クラブ」や「こどもクラブ」に比べて、学校開校日平日の放課後だけではなく、土曜日や長期休業日も含めて開所時間が短くなっていますが、開所時間の延長について保護者から一定のニーズがあるものの、現状の支援員の配置体制では開所時間を延長することは難しいところです。

## （３）待機児対策への対応

待機児対策へ対応として、公設公営で正規職員を配置している「学童保育所」と公設民営による「小学生クラブ」については、待機児対策の一つとして、定員の拡大や弾力化にも取り組んでいます。しかしながら、「放課後クラブ」は、会計年度任用職員（非常勤職員）のみで運営していることから、大きな責任を負わせることは適切ではなく、また、支援員に欠員が生じている施設もあり、待機児対策として定数の拡大を図ることは困難な状況にあります。

# 4 放課後クラブの民営化に向けて

「3 放課後クラブの現状と課題」で示したような支援員の安定的な配置による円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化に対応するため、運営体制を抜本的に見直し、公設公営で運営している「放課後クラブ」を公設民営による「小学生クラブ」に段階的に移行することとし、次のとおり進めることとします。

## （１）民営化に向けた基本的な考え方

市内に6施設ある放課後クラブを民営化し、小学生クラブに移行するにあたり、1施設ごとに運営事業者を選定するのではなく、運営事業者にとってもスケールメリットを生かした事業の効率化を図ることができるよう、市内を4つのエリアに区分し、エリアごとに運営事業者を選定します。

エリア内に児童館がある場合には、現行の小学生クラブの運営にあたっての実績やノウハウのほか、より効率的な事業の実施を行うことが期待できるため、児童館

を運営している指定管理者との協議により同事業者により一体的な事業を行うことを検討しますが、サービスやコスト等を考慮した上で、事業者を選定します。

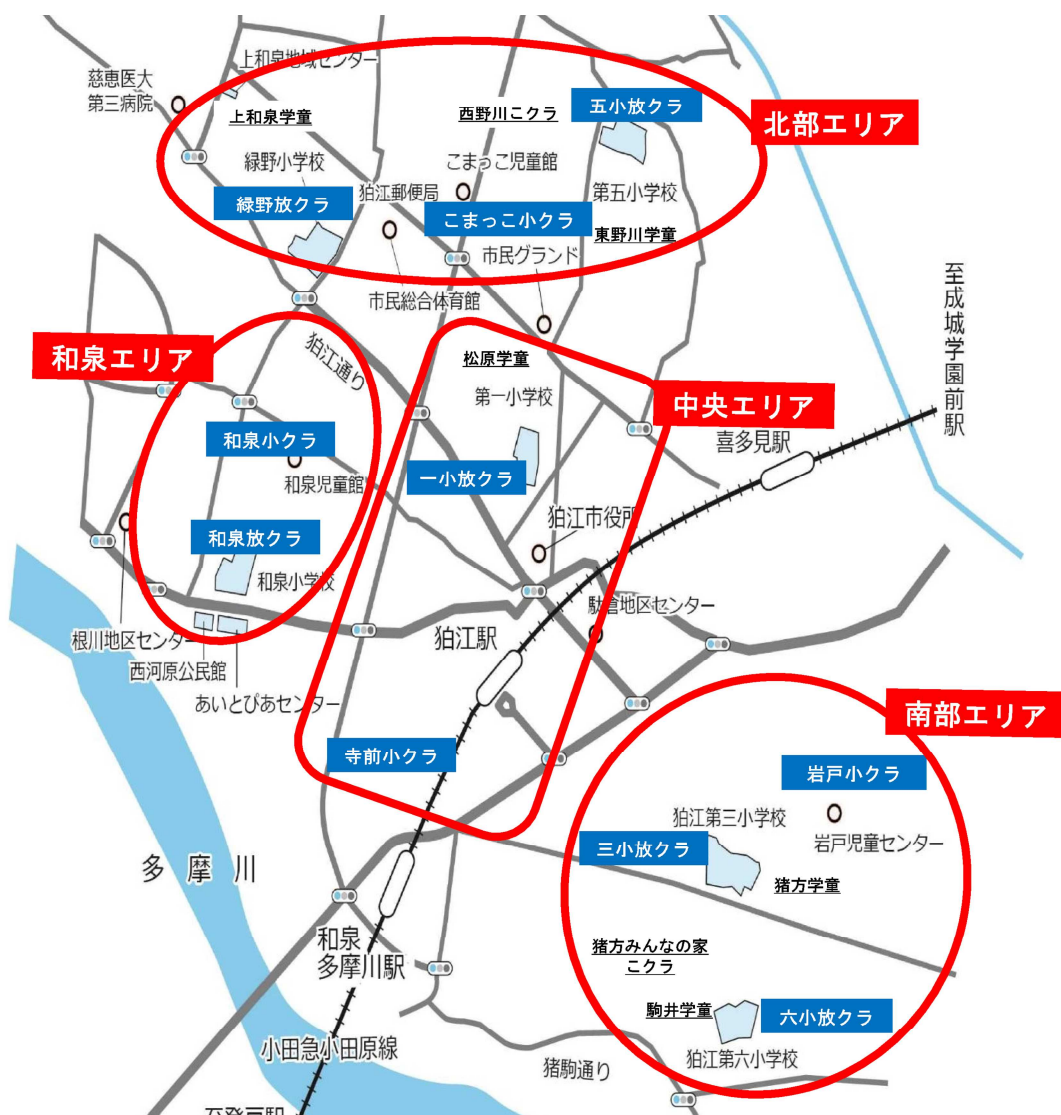
また、現在、児童館内で運営している小学生クラブはこれまで同様に指定管理業務委託に含まれますが、それ以外は独立した施設や学校に併設した施設での運営になるため、業務委託として契約をすることとし、施設の管理については市において行うこととします。

## (2) エリア

小学生クラブのエリアは、隣接地域であることや支援員の配置数の基礎となる児童の定員数を考慮して、市内を次の4つのエリアに区分します。

エリア	学童クラブ	定員	定員計	エリア内児童館
中央エリア	一小放課後クラブ ※	80	160	なし
	寺前小学生クラブ	80		
和泉エリア	和泉小新設学童クラブ ※	120	180	和泉児童館
	和泉小学生クラブ	60		
北部エリア	五小放課後クラブ ※	80	170	北部児童館
	緑野小放課後クラブ ※	50		
	こまっこ小学生クラブ	40		
南部エリア	三小放課後クラブ ※	40	170	岩戸児童センター
	六小放課後クラブ ※	50		
	岩戸小学生クラブ	80		

※民営化に移行予定の学童クラブ



### (3) スケジュール

和泉エリアでは、現在、和泉小学校の敷地内において、新たな学童クラブの開設に向けて施設整備をしているところであり、令和7年度開設に合わせて和泉小学校放課後クラブを民営化し、小学生クラブに移行することとします。

また、中央エリアの寺前小学生クラブは、現在、和泉児童館（和泉エリア）の指定管理者が運営していますが、エリアが異なることから、新たに事業者を選定することとし、これに合わせて猪江第一小学校放課後クラブを令和7年度から民営化し、小学生クラブに移行することとします。

北部エリアと南部エリアについては、段階的に民営化に移行することとしますが、エリア内の児童館の指定管理者との協議や財政負担等を考慮して、移行時期を検討

することとします。

また、民営化に移行するにあたっては、児童及び保護者への周知、現放課後クラブの支援員の配置について配慮するとともに、事業を円滑に引き継ぐ必要があることから、一定の準備期間を設けることとします。

#### (4) 事業者の選定

中央エリアについては、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、価格だけでなく、事業者の実績や財務状況、職員の配置基準や育成、事業の提案等を総合的に審査して事業者を選定することとします。

「(1) 民営化に向けた基本的な考え方」に述べたとおり、4エリアのうち中央エリアを除き、児童館がある3エリアについては、エリア内の児童館の指定管理者による一体的な運営ができるよう協議を行ったうえで、同一事業者による運営を検討しますが、サービスやコスト等を考慮した上で、公募型プロポーザルにより選定することも検討します。

#### ■令和7年度に向けたスケジュール

		和泉エリア 〔和泉小新設学童クラブ〕	中央エリア 〔(現)一小放課後クラブ〕 寺前小学生クラブ
令和6年	7月	保護者周知	
	8月	補正予算	
	9月	指定管理者と協議	事業者公募
	11月	事業者と契約	事業者選定・契約
令和7年	1月 ～ 3月	引継ぎ期間 (準備業務)	
	4月	小学生クラブ開設	

※補正予算計上(R6準備業務委託、R7～業務委託(債務負担設定))

※関係条例等改正(令和7年第1回定例会)